

地域連携薬局等の 認定状況等について

滋賀県健康医療福祉部薬務課

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月1日施行

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

地域連携薬局の基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>在宅医療に必要な対応ができる体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定目標数

1 地域連携薬局

地域包括ケアシステムの一員として機能するために、日常生活圏域（中学校区）に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに100薬局以上（各年度25薬局以上）

2 専門医療機関連携薬局

がん連携診療拠点病院等と連携するために、二次医療圏に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに7薬局以上

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定数

(令和5年12月31日時点)

二次医療圏	市町	薬局数 (R5.11.30)	中学校区	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
大津	大津市	155	18	7	1
湖南	草津市	68	6	8	4
	守山市	40	4	4	
	栗東市	39	3	4	
	野洲市	25	3	1	
	甲賀市	42	6	3	
甲賀	湖南省	21	4	2	0
	東近江市	49	9	0	0
東近江	近江八幡市	48	4	4	
	日野町	8	1	0	
	竜王町	4	1	1	
	彦根市	63	7	4	1
湖東	愛荘町	6	2	0	
	豊郷町	4	1	2	
	甲良町	0	1	0	
	多賀町	1	1	0	
	米原市	12	6	1	0
湖北	長浜市	64	10	7	
	湖西	高島市	25	6	1
合計		674	93	49	6

(全国) 地域連携薬局 認定数

全数 4,088 (令和5年12月31日時点)

北海道	205	東京都	687	滋賀県	49	徳島県	27
青森県	28	神奈川県	364	京都府	124	香川県	40
岩手県	26	新潟県	78	大阪府	280	愛媛県	35
宮城県	83	山梨県	13	兵庫県	167	高知県	22
秋田県	18	長野県	48	奈良県	29	福岡県	120
山形県	23	富山県	42	和歌山県	16	佐賀県	8
福島県	66	石川県	39	鳥取県	17	長崎県	32
茨城県	140	岐阜県	49	島根県	14	熊本県	34
栃木県	60	静岡県	119	岡山県	50	大分県	32
群馬県	54	愛知県	140	広島県	97	宮崎県	22
埼玉県	246	三重県	64	山口県	30	鹿児島県	35
千葉県	197	福井県	12			沖縄県	7

(全国) 専門医療機関連携薬局 認定数

全数 178 (令和5年12月31日時点)

北海道	13	東京都	16	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	13	京都府	3	香川県	0
岩手県	2	新潟県	1	大阪府	13	愛媛県	2
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	6	高知県	1
秋田県	0	長野県	5	奈良県	0	福岡県	8
山形県	3	富山県	3	和歌山県	0	佐賀県	3
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	6	岐阜県	1	島根県	1	熊本県	2
栃木県	4	静岡県	3	岡山県	3	大分県	1
群馬県	3	愛知県	10	広島県	2	宮崎県	0
埼玉県	10	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	2
千葉県	10	福井県	0			沖縄県	1

(滋賀県) 地域連携薬局等 認定数 (年度ごと)

(令和5年12月末時点)

1 地域連携薬局

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5.12時点)
新規	30件	18件	15件
返納	0件	9件	5件

(返納理由)

- ・人事異動により人的要件（地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置）を満たさなくなったため。
- ・薬局自体の廃止。

2 専門医療機関連携薬局

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5.12時点)
新規	3件	3件	1件
返納	0件	0件	1件

(返納理由)

- ・人事異動により人的要件（専門学会が認定しているがんに係る専門性を有する常勤薬剤師の配置）を満たさなくなったため。

地域連携薬局の取組状況（令和5年12月31日時点）

1 地域の医療機関に報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）

※認定取得薬局平均回数

	入院時	退院時	外来受診時	在宅訪問時	月平均
回数	0.1	0.1	16.3	42.4	58.8

2 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績（年1回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	年平均
回数	7.7

3 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	月平均
回数	27.2

地域連携薬局等に対する監視指導状況

1 地域連携薬局

	令和3年度	令和4年度
認定薬局数	30件	39件
監視数	5件	8件
不適数	0件	0件

2 専門医療機関連携薬局

	令和3年度	令和4年度
認定薬局数	3件	6件
監視数	0件	0件
不適数	0件	0件

※ 5年間で全ての認定薬局に立入調査を実施し、認定基準への遵守状況を確認予定

地域連携薬局等の取組推進

- 1 令和3年6月23日、24日
認定薬局申請手続きについて説明会を実施（オンライン：386名出席）
- 2 令和3年6月28日
認定薬局取得のための手引きを作成
- 3 令和3年8月1日～
地域連携薬局等に係る取組状況を把握するために、薬局に対して立入調査を実施
- 4 令和4年8月20日
地域連携薬局等認定取得のための研修会を実施（オンライン：86名出席）
内容：認定取得済み薬局による取組内容の紹介など
- 5 令和5年9月2日および9月30日
地域連携薬局等認定取得のための研修会を実施（実施：合計70名出席）
内容：グループワーク形式による認定取得に向けた課題検討など

※研修会参加薬局の認定取得状況

年度	令和4年度	令和5年度
研修会参加薬局数（参加人数）	86薬局（86名）	62薬局（70名）
認定取得薬局数	8薬局	6薬局

令和5年度研修会結果概要

<参加者アンケート>

地域連携薬局を取得にあたって難しい点はありますか（回答者数59名）



<グループワークにおける主な意見等>

認定取得にかかる懸案事項	解決策として提案された意見
医療機関への情報提供としてどのような内容とすべきか	残薬調整、OTC服薬状況等について単純な報告ではなくアセスメントが重要。重要性が高いものは1つの医療機関だけではなく複数機関へ情報提供すべき。など
無菌製剤処理設備が無い場合はどうすべきか	地域ごとに共同利用できる設備を設けて利用する。など
地域ケア会議・サービス担当者会議等に参加したいが機会が少ない	薬剤師だから把握できる情報をケアマネや医療機関等に日頃から発信していけば会議への参加に繋がる。など

地域連携薬局等の認知度向上取組

①滋賀県ホームページで地域連携薬局等の一覧を掲載



地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧

2022年12月13日

- 事業者自身が自分で選んだ薬局を運営できるが、機種の最新の取得認定医が令和2年4月1日からスタートし、その対応を要する薬局は「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局（がん）」1店舗のみ。
- **地域連携薬局**は、外来受診だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含む、他の医療提供施設との相互連携の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局です。
- **専門医療機関連携薬局（がん）**は、がんの専門的な薬学管理・相談業務と連携して対応できる薬局です。
- 薬局を運営する際の参考にしてください！

地域連携薬局

（地域連携薬局で実施していること）

- ・ 補償期間中の急病時の家庭（入退院時の自身や家族の急病時、退院時の処方箋への供給、薬師が処方箋の発生の有罪本は地域の医療機関への提供等）
- ・ 補償期間外でも利用者が5人の電話相談に対応。
- ・ 夜間・休日にも対応可能。
- ・ 在宅高齢者の急病や急病・緊急対応を実施。
- ・ 地域包括ケアの推進を受けた薬局の役割。

専門医療機関連携薬局（がん）

（専門医療機関連携薬局（がん）で実施していること）

- ・ がん専門の薬剤師によるがんの専門的な薬学管理・相談業務の実施。
- ・ がん専門医療機関との連携によるがんの急病時対応や在宅医療への対応（がん専門医療機関との連携によるがんの急病時対応）
- ・ 夜間・休日にも対応可能。
- ・ がんに対する専門的な知識を有すると認定された薬局の認定。

[地域連携薬局を活用してみませんか？ \(PDF: 2.0 MB\)](#)

認定薬局一覧を地図上で確認することができます ⇒ [こちら](#)

地域連携薬局 認定一覧

大津市			
No.	名称	住所	認定日
1	スギ薬局 衣川店	大津市衣川一丁目37-2	令和4年2月2日
2	スギ薬局 大津富士見台店	大津市富士見台3-1	令和4年2月2日
3	スギ薬局 壺田東店	大津市今壺田二丁目23-17	令和4年2月2日
4	まの薬局	大津市奥野一丁目1-62 江若交通ビル1F	令和4年3月9日
5	れもん薬局	大津市坂本六丁目30-37	令和4年4月4日
6	共創未来 大津奥野薬局	大津市奥野五丁目1-30	令和4年5月9日
7	アイセイ薬局鹿嶋店	大津市瀬池町14-25	令和4年6月6日
草津市			
No.	名称	住所	認定日
1	ティエス調剤薬局矢橋店	草津市矢橋町1565-1	令和3年9月1日
2	滋賀県薬剤師会 会館薬局	草津市笠山七丁目4-52	令和3年9月15日
3	うさぎ調剤薬局 南草津店	草津市南草津二丁目4-5	令和3年10月19日

健康・医療・福祉

- 健康
- 医療
- 保険
- 薬事・感染症
- 高齢者福祉・介護
- 障害福祉
- 地域福祉

バナー広告

イオン市場流通 伊勢丹 伊勢丹 伊勢丹

谷口工務店

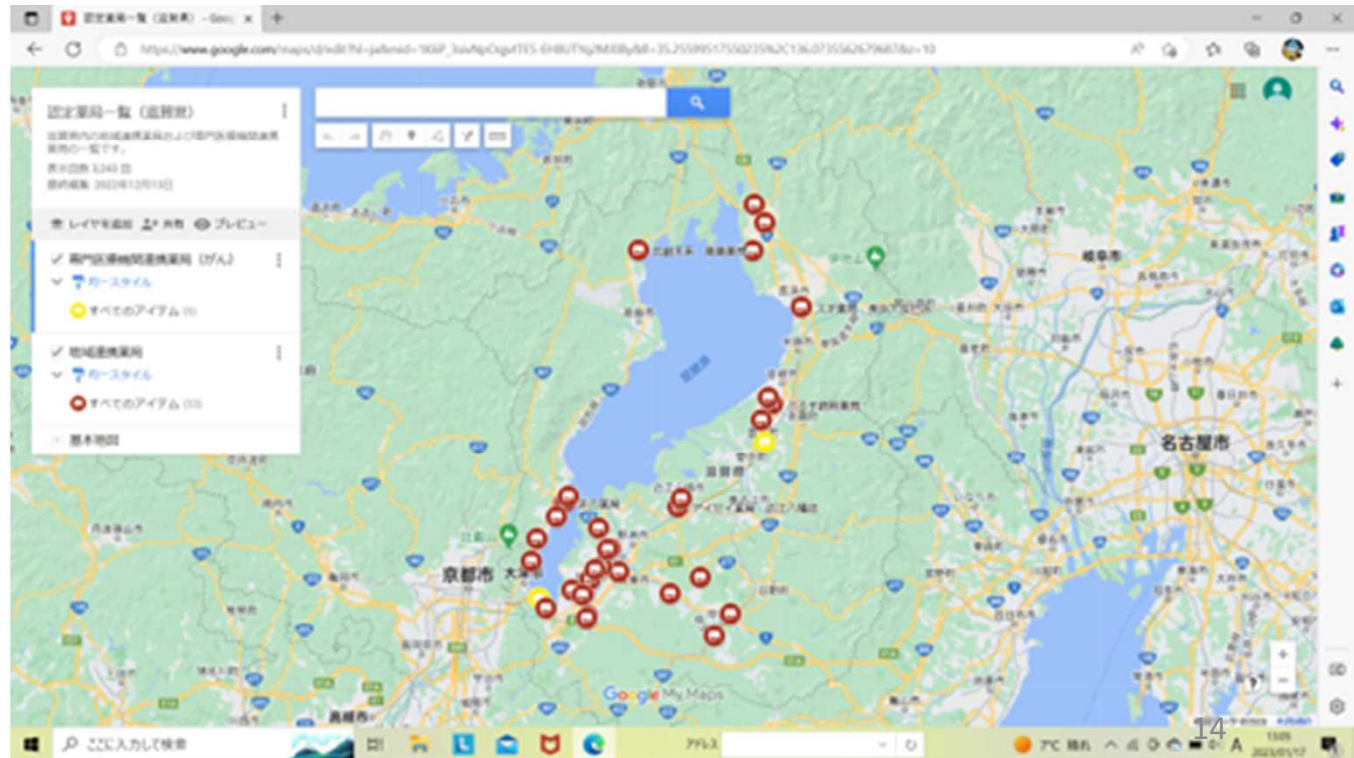
2022年1月誕生 トヨタ モビリティ滋賀

滋賀県薬剤師会

滋賀県薬剤師会

滋賀県薬剤師会

バナー広告募集中



地域連携薬局等の認知度向上取組

②県民向けチラシの作成・配布

地域連携薬局

を活用してみませんか？

患者さんが安心して治療を受けられるよう
地域の医療・介護施設と連携しながら患者さんを支えます

プライバシーに配慮した相談窓口

座って相談できるスペースがあります。周りを気にせずゆっくり薬の相談ができます。

バリアフリーに配慮した構造

手すりやスロープなど高齢者・障害のある方も安心して利用できます。

★
地域連携薬局はこんなことができます
★

在宅訪問対応

通院できなくなった方の自宅や施設に薬を届け、薬の説明や管理の手伝いをします。

専門研修を受けた薬剤師が常駐

地域医療に精通した薬剤師が対応します。

休日・夜間の相談、調剤対応

開局時間外でも薬の飲み間違い、服用のタイミングなどの相談ができます。また、在宅患者の症状悪化時の調剤にも対応します。

医療機関・介護施設との連携

薬の服用状況や症状を医療機関などと共有し、最適な薬物療法を提供します。

地域連携薬局とは？

外来受診時や医療機関への入退院時、自宅や介護施設で医療を受ける際の訪問対応など、地域の医療機関、介護施設、薬局などと協力して、患者を支えていく薬局です

地域連携薬局の探し方

＜一瞥・地図から探す＞
滋賀県のホームページから検索できます
「滋賀県ホームページ」⇒「県民の方」⇒「健康・医療・福祉」⇒「薬事・感染症」
⇒「地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ppan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/319999.html>

＜いつも利用する薬局が認定を受けているか調べる＞
医療ネット滋賀から検索できます
<https://www.shiga.lryco-navi.jp/qqport/kenmintop/>

滋賀県健康医療福祉部薬務課
☎ 077-528-3634 ✉ yakumu@pref.shiga.lg.jp

③地域連携薬局等の認知度を高めるための県民向け広報動画（現在作成中）

令和6年度の取組予定

- 県薬務課、保健所において、認定取得のための個別相談の実施
- 地域連携薬局等認定取得のための研修会の継続
- 各種事業における認定制度の啓発

＜参考＞ 県政モニターアンケートより

健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を知っていますか。

項目	令和4年度（回答数235名）		令和5年度（回答数254名）	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
健康サポート薬局	23	9.8%	30	11.8%
地域連携薬局	36	15.3%	35	13.8%
専門医療機関連携薬局	20	8.5%	23	9.1%
どれも知らない	184	78.3%	195	76.8%